

「外国人による土地取得等のルールの在り方検討会」（第４回）議事要旨

１．日時

令和８年７月２１日（火）１３時００分から１４時２０分までの間

２．場所

中央合同庁舎第４号館１２０８会議室

３．出席者

（構成員）

北村 滋	北村エコノミックセキュリティ合同会社代表
北村 朋史	東京大学大学院総合文化研究科教授
黒江 哲郎	三井住友海上火災保険株式会社顧問
境田 正樹	T M I 総合法律事務所パートナー弁護士
佐橋 亮	東京大学東洋文化研究所教授
森田 朗	東京大学名誉教授【座長】
吉原 祥子	公益財団法人東京財団政策研究部マネージャー
渡井 理佳子	慶應義塾大学大学院法務研究科教授

（政府側）

阪田 渉	外国人との秩序ある共生社会推進室長(内閣官房副長官補)
山野 徹	外国人との秩序ある共生社会推進室長代理
岸川 仁和	外国人との秩序ある共生社会推進室次長
西山 英将	外国人との秩序ある共生社会推進室次長
中野 憲幸	外国人との秩序ある共生社会推進室次長

内閣官房、防衛省

４．議事概要

（１）事務局・関係省庁からの説明

事務局から、資料について説明があった。

（２）自由討議（欠席委員から書面提出があった意見を含む。）

<総論的なご意見>

- これまで安全保障といったものが規制の概念の形になっていなかった。安全保障とい

う行政目的で土地取得を規制するとなれば非常に大きな転換点。

- 将来のリスクも立法事実になりうる。
- 提言においては、どの安全保障を対象とするのかをはじめに整理した上で、防衛関係施設周辺の土地取得に関する４リスク類型を踏まえながら、議論を整理する必要。
- 地域コミュニティを巻き込むことにより安全保障リスクの持続的管理が可能となる。

＜規制の在り方に関する御意見＞

- 安全保障上のリスクがある土地等利用を未然に防ぐためには取得段階における対応が重要。
- 脅威の主体は外国人そのものではなく、安全保障上懸念のある者である。
- 取得ルールに行政の裁量をどこまで認めるのかについて、検討が必要。
- 手続的担保を確保することが非常に重要。

＜その他の御意見＞

- 運用段階を見据えると、現実問題として、企業にも大きく影響が出ることが想定される。スムーズに法を施行するための環境整備が必要。